

第2期奄美市

子ども・子育て支援事業計画

概 要 版

令和2年度～令和6年度



奄美市公式キャラクター
ヨコくん

令和2年3月

奄 美 市

1 計画策定の趣旨

奄美市では、「奄美市次世代育成支援対策地域行動計画」を踏襲した、平成 27 年度からの新たな計画として、「子どもがいきいきと健やかに育つ、心豊かなまちづくり」を基本理念とした「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

この度、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で1期として策定するものです。また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第1期		第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画					第3期	
	改定			見直し		改定		

3 計画の基本的な考え方

本市では平成 27 年に、「奄美市次世代育成支援対策地域行動計画」の考え方を受け継いだ「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の施策を総合的に実施してきました。策定にあたっては、子ども・子育て支援法の基本理念にある「子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識」のもと、『子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり』を基本理念として掲げました。

本計画は、国の定める基本指針を踏まえつつ、「子は地域（シマ）の宝」の考え方のもと、行政はもとより、家庭、学校、地域住民・事業所・関係団体が連携して、働きながら子育てのしやすい、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりへの取組をより充実させるため、前計画の理念を引き継ぎ、本計画の基本理念とします。

基本理念

子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり

4 施策体系図

基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を設定して総合的に施策の展開を図ります。

基本理念	基本目標	施策の方向性
子どもがいいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり	1. 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供	(1) 就学前環境の整備 (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
	2. 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 家庭や地域の教育・保育力の向上 (3) 子育て支援の情報提供・地域との連携
	3. 子どもの健やかな成長に向けた支援	(1) 子どもと母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実
	4. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 子育てしやすい就労環境づくり (2) 仕事と子育ての両立の推進
	5. 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	(1) 児童虐待防止対策の強化 (2) 被害に遭った子どもの保護の推進 (3) ひとり親家庭等の支援の推進 (4) 障がい児施策の充実 (5) 子育て家庭の経済的負担軽減
	6. 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	(1) 良質な居住環境の確保 (2) 安全・安心のまちづくりの推進 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (4) 子どもを取巻く有害環境対策の推進

基本目標1 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。また、施設設備等の良質な環境の確保も必要です。こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた改善に努めます。

施策の方向性	主な取組
(1) 就学前環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認可保育所・認定こども園の設置・運営 ■ 保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上 ■ 子ども・子育て会議の推進 ■ 幼・保・小の連携推進 ■ 受入児童の拡充 ■ 認可保育所等の保育環境の整備 ■ 地域型保育事業
(2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間の充実 ■ 「開かれた教育行政」「開かれた学校」づくりの推進 ■ 小規模校入学特別認可制度の運用 ■ 各学校の特色を生かした教育活動の推進 ■ 環境教育の推進 ■ SOSの出し方教育の推進

基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

施策の方向性	主な取組
(1) 地域における子育てサービス	<ul style="list-style-type: none"> ■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ■病児・病後児保育 ■一時預かり事業（一般型・幼稚園型） ■地域子育て支援拠点事業 ■延長保育サービスの充実 ■利用者支援事業 ■ファミリー・サポート・センター事業 ■子育て短期支援事業（ショート・ステイ） ■子育てにやさしいまちづくり
(2) 家庭や地域の教育・保育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■「ふるさと教師」の積極的な活用 ■ふるさと体験留学の実施 ■指導者養成講座の充実 ■家庭における読書活動の推進 ■子育てサークル等への活動の支援 ■地域活動事業の充実 ■子どもの個性に合った子育ての実施
(3) 子育て支援の情報提供・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭教育に関する学習機会の充実 ■母子保健推進員、はぐくみ育ち見守り隊活動 ■民生委員・児童委員活動 ■子育て情報の一元化及び情報提供

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、予防接種等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが重要です。また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めます。

施策の方向性	主な取組
(1) 子どもと母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て世代包括支援センターの設置 ■妊婦健康診査 ■産前・産後サポート事業 ■産後ケア事業 ■新生児訪問事業 ■新生児聴覚検査 ■産婦健康診査 ■乳児家庭全戸訪問事業 ■養育支援訪問事業 ■乳幼児健診 ■母子健康相談 ■ブックスタート事業の実施 ■子育てフォロー教室 ■子育て講演会 ■やちやぼう発達相談 ■子どもの個性に合った子育ての実施【再掲】
(2) 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■食に関する指導の推進 ■栄養相談・栄養教育 ■教育・保育施設における食育の推進 ■奄美の食材の積極的な活用
(3) 思春期保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■思春期保健対策の充実 ■相談活動の運営と協力

基本目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現在の少子化の背景には、働き方を巡る様々な課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

このような状況のもと、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を地域の実情に応じて、事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

施策の方向性	主な取組
(1) 子育てしやすい就労環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ワーク・ライフ・バランスについての啓発 ■男性の育児休業取得の推進 ■男性の家事参加促進のための啓発 ■奄美市男女共同参画基本計画の啓発
(2) 仕事と子育ての両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■働く時間の見直し ■育児休業取得の推進 ■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【再掲】 ■病児・病後児保育【再掲】 ■一時預かり事業（一般型・幼稚園型）【再掲】 ■延長保育サービスの充実【再掲】

基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

本市では、育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、児童福祉法に基づく各種サービスを行っている施設・事業所や、子育て世代包括支援センターを始めとした各種相談窓口を開設しています。

ニーズ調査（就学前児童保護者）では、子育てをする上での心配事や悩み事について「子どもの発達・発育（療育に関すること）」は31.5%になっており、今後のさらなる支援体制の充実が求められています。

また、近年大きな社会問題となっている児童虐待の未然防止・早期対応のための取組、ひとり親に対する自立に向けたサポート、障がいまたはその疑いがある子どもについては、早期相談・早期療育が可能となるように、あらゆる機会での支援につながるができるように、関係機関が連携していく必要があります。

施策の方向性	主な取組
(1) 児童虐待防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会 ■家庭児童相談の充実 ■養育支援訪問事業【再掲】
(2) 被害に遭った子どもの保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■教育相談の充実
(3) ひとり親家庭等の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■生活援助対策事業の推進 ■母子生活支援施設入所 ■相談体制の充実や情報提供 ■保育所への優先入所等
(4) 障がい児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■奄美地区地域自立支援協議会こども部会 ■保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入 ■相談支援体制の充実 ■学校施設の整備等 ■障がい児保育 ■乳幼児健診【再掲】 ■子育てフォロー教室【再掲】 ■児童発達支援センターとの連携による早期療育の実施 ■発達障害支援対策に向けたスタッフの資質向上 ■特別支援教育の充実及び関係機関との連携 ■集団教育・保育が困難な子どもに対する支援
(5) 子育て家庭の経済的負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ■保育料の軽減 ■児童手当 ■子ども医療費助成 ■ひとり親家庭医療費助成 ■子育てにやさしいまちづくり【再掲】

基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

施策の方向性	主な取組
(1) 良質な居住環境の確保	■居住環境の確保 ■公園の環境整備 ■子育て・保健・福祉複合施設整備・運営
(2) 安全・安心のまちづくりの推進	■生活道路での安全確保 ■交通事故防止対策 ■公共施設等のバリアフリー化の促進 ■交通安全教室 ■通学路安全点検
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	■防犯体制の充実 ■防犯に関する普及啓発活動の実施 ■保護者・地域との連携による防犯活動の推進
(4) 子どもを取巻く有害環境対策の推進	■青少年育成推進活動の充実 ■少年愛護センター業務の充実

5 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量）を定めることとなっています。

平成30年度に実施した「第2期奄美市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を策定します。

1号認定 満3歳以上 主に教育を希望する場合

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	567	568	567	564	557
確保方策	675	675	675	675	675
過不足	108	107	108	111	118

2号認定 満3歳以上 主に保育を必要とする理由に該当

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	618	616	615	616	609
確保方策	681	681	681	681	681
過不足	63	65	66	65	72

3号認定 満3歳未満 主に保育を必要とする理由に該当

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	468	473	476	477	474
確保方策	551	551	551	551	551
過不足	83	78	75	74	77

6 地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容

事業名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位
利用者支援事業	量の見込み	1	1	1	1	1	箇所
	確保方策	1	1	1	1	1	
延長保育事業	量の見込み	462	443	425	408	391	人
	確保方策	528	528	528	528	528	
放課後児童クラブ	量の見込み	470	497	526	552	579	人
	確保方策	536	536	536	584	584	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	45	50	55	60	65	年延べ 人数
	確保方策	45	50	55	60	65	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	251	246	242	237	233	人
	確保方策	251	246	242	237	233	
養育支援訪問事業	量の見込み	11	11	12	12	13	世帯
	実施体制	11	11	12	12	13	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	8,206	7,696	8,081	8,485	8,697	人
	確保方策	8,206	7,696	8,081	8,485	8,697	
一時預かり事業（幼稚園型）	量の見込み	67,683	64,831	62,347	59,685	57,233	年延べ 人数
	確保方策	66,180	66,180	66,180	66,180	66,180	
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	量の見込み	10,386	10,386	10,386	10,386	10,386	年延べ 人数
	確保方策	10,577	10,577	10,577	10,577	10,577	
病児保育事業	量の見込み	250	250	250	250	250	年延べ 人数
	確保方策	870	870	870	870	870	
ファミリー・サポート・センター	量の見込み	397	397	397	397	397	年延べ 人数
	確保方策	397	397	397	397	397	
妊婦健診事業	量の見込み	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944	人回/年
	確保方策	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944	

7 計画の推進に向けて

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

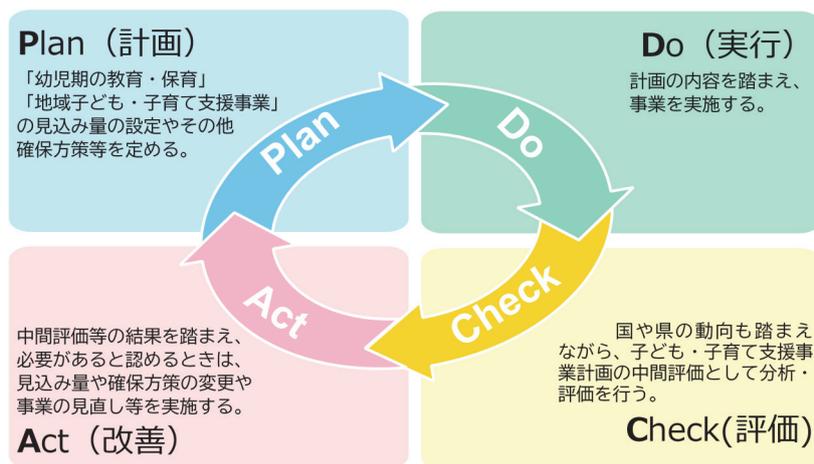
子ども・子育てに関わる施策は、教育・福祉分野だけでなく、保健・医療・商工業など、多岐にわたります。

このため、施設関係者・民生委員・児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況（利用定員数や施策取組）を得るためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「奄美市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。



■計画の進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ■

お問合せ先



奄美市保健福祉部 福祉政策課 子ども未来係
〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号
電話 0997-52-1111 FAX 0997-52-2784

